

◎新潟県告示第552号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成24年4月1日から実施した。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

第3号の表中

「

みずほ信託銀行	新潟 支店	新潟市
中央三井信託銀行	新潟中央支店	〃
住友信託銀行	新潟 支店	〃

」

を

「

みずほ信託銀行	新潟 支店	新潟市
三井住友信託銀行	新潟 支店	〃
〃	新潟中央支店	〃

」

に改める。